

国立大学法人電気通信大学たな卸資産取扱要項

平成18年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)におけるたな卸資産に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「たな卸資産」とは、以下のものをいう。

- (1) 商品(販売するために保有するものに限る。)
- (2) 製品、副産物及び作業くず(販売するために保有するものに限る。)
- (3) 半製品(販売するために保有するものに限る。)
- (4) 原料及び材料(購入部分品を含む。)(販売するために保有するものに限る。)
- (5) 仕掛品(販売するために保有するものに限る。)
- (6) 貯蔵品

(貯蔵品の範囲)

第3条 たな卸資産のうち、貯蔵品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 常時在庫を必要とするもので、期末において一の種類の合計価額が50万円程度を超えて保有すると見込まれるもの
- (2) その他必要と認められるもの

第2章 管理

(たな卸資産の管理)

第4条 たな卸資産の管理は、物品管理責任者が行うものとする。

2 物品管理責任者は、たな卸し資産の管理に関して次の業務を行うものとする。

- (1) たな卸資産の受払の管理
- (2) たな卸資産の保管
- (3) 実地たな卸の実施及び報告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、たな卸資産を適正に運用するために必要な事項

第3章 受払

(受払記録)

第5条 物品管理責任者は、たな卸資産管理台帳(以下「管理台帳」という。)を設け、品目別に入庫及び出庫に関する事項を継続的に記録し、常にその受払及び残高の数量、単位を明確にしておかなければならない。

(たな卸資産の処分)

第6条 たな卸資産は、次の各号のいずれかに該当する場合に売り払い又は廃棄処分をすることができる。

- (1) 業務の遂行上、使用予定がなくなった場合
- (2) 破損及び故障により使用不能になった場合
- (3) 陳腐化が著しいたな卸資産を処分しようとする場合

2 物品管理責任者は、たな卸資産を処分しようとするときは、資産管理責任者の承認を得るものとし、承認を得た時点をもってたな卸資産から除外しなければならない。

第4章 たな卸

(実地たな卸)

第7条 物品管理責任者は、毎事業年度末日において現品と管理台帳とを照合して、実地たな卸を行わなければならない。

2 物品管理責任者は、前項に規定する実地たな卸の結果について資産管理責任者に報告しなければならない。

第5章 評価

(評価方法)

第8条 たな卸資産の評価方法は、原則として移動平均法による。ただし、金額に重要性のないもの又はこれにより難いものについては最終仕入原価法によるものとする。

2 たな卸資産の時価が前項の規定により評価した価額(以下「評価額」という。)よりも下落したときは、当該時価をもって評価額とする。

第6章 その他

(たな卸資産の会計処理)

第9条 たな卸資産については、購入時は費用勘定に計上し、決算時にたな卸資産に振り替えるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。